

健康・生活科学委員会・歯学委員会分科会の設置について

分科会等名：脱タバコ社会の実現分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○健康・生活科学委員会 歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>脱タバコ社会の実現分科会は「新生日本学術会議」第20期に健康・生活科学委員会と歯学委員会の合同で発足した。2008年3月4日には、脱タバコ社会の実現分科会と、第二部の審議を経て、日本学術会議名で、要望「脱タバコ社会の実現に向けて」を提出、公表した。2008年7月14日からは、本分科会は「(新)脱タバコ社会の実現分科会」として第21期末(2011年9月30日)まで継続することになり、再発足した。この間、タバコ害問題は次第に世論の大きなうねりとなり、政治問題化しながら現在に至っている。本分科会メンバーが議員会館で意見を述べる機会もあった。</p> <p>22期には日本学術会議 健康・生活科学委員会・歯学委員会合同 脱タバコ社会の実現分科会は2015年5月「東京都受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言」を発出した。2020年東京都での五輪開催に控え、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が2018年4月に制定された。一方、国でも2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より全面施行された。</p> <p>現在全国の喫煙率は減少傾向にあるとはいえ、国が目標として掲げた「2022年までに喫煙率の半減」の達成は確実ではない。加えて加熱式タバコなど新たなタバコ製品が市場に投入され、結果としての喫煙人口の維持拡大が図られている。従って脱タバコ社会を目指し、こうした状況を分析検討し、タバコ対策を見直すことが迫られている。</p>
4	審議事項	日本における脱タバコ社会の早期実現のための方策及び脱タバコ社会実現のための法整備等に係る審議に関すること。
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上継続